

会 議 録

全部記録 要点記録

1 会議名	第16回中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議
2 開催日時	平成30年10月10日（水曜日） 14時00分～16時00分
3 開催場所	姫路市役所防災センター3階 第1会議室
4 出席者名	<p>【委員】 平田 健正（放送大学和歌山学習センター 所長） 中島 誠（国際航業株式会社 フェロー） 保高 徹生（国立研究開発法人産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門 主任研究員） 藤森 一男（兵庫県環境研究センター 科長） 田原 直樹（兵庫県立大学 名誉教授）</p> <p>【姫路市】 佐野 直人（姫路市産業局 局長） 原 章一（姫路市産業局 中央卸売市場 場長） 宮本 政男（姫路市産業局 中央卸売市場 新市場担当 係長） 荒木 伸昭（姫路市産業局 中央卸売市場 管理担当 係長） 菅原 崇（姫路市産業局 中央卸売市場 技術主任） 妹尾 一慶（姫路市産業局 中央卸売市場 技術主任） 三輪 徹（姫路市都市局 まちづくり推進部 参事） 萩原 一磨（姫路市都市局 まちづくり推進部 営繕課 係長） 伊折 和成（姫路市環境局 環境政策室 主幹） 覚野 宏（姫路市環境局 環境政策室 課長補佐） 網干 敦子（姫路市環境局 環境政策室 技術主任）</p>
5 内容	<ol style="list-style-type: none">1 第15回専門家会議決定事項の説明2 事務局説明3 事務局説明に対する質疑応答4 委員による討論5 座長による討論のまとめ6 決定事項の確認

第16回中央卸売市場移転予定地における土壤汚染対策等に関する専門家会議会議録

(開会)

(姫路市) 「第16回中央卸売市場移転予定地における土壤汚染対策等に関する専門家会議」に御出席いただき、ありがとうございます。只今より開会いたします。本日の開会に先立ち、佐野姫路市産業局長より御挨拶を申し上げます。

<局長挨拶>

専門家会議の各委員におかれましては、大変お忙しい中、第16回専門家会議にご出席していただき、誠にありがとうございます。また、土壤汚染対策業務を請け負っていただいております(株)安藤・間にも出席いただいております。どうもありがとうございます。

さて、8月に開催しました現地説明会、またその後の第15回専門家会議という、暑い中での大変なスケジュールにも関わらずありがとうございます。現地見学会につきましては、地元自治会の方、市場関係者の方、そして市議会議員の方々といった、多くの方に来ていただきまして、現場で土壤汚染対策の現状または疑問に対して丁寧にご説明させていただきました。出席者の理解が非常に深まったであろうという風に我々も思っております。ありがとうございます。

これからも引き続き土壤汚染対策業務をやっていくわけで、本日は、進捗状況をご報告させていただき、専門家の見地からご意見を頂くという風に考えております。

それにしましても、今年度、国の補助対策としましては、何よりも土壤汚染対策が当初の計画通りしっかり取り組み、成果が出ているということが非常に大事なポイントであると聞いております。これにつきましても、しっかりと取り組んで参りますので、今日の会議におきましても、ご指導のほど、どうぞよろしく申し上げます。

(姫路市) <出席者の紹介>

<配布資料の確認>

(平田座長) <座長挨拶>

本日は第16回の専門家会議となりますが、どうぞよろしく申し上げます。

毎回の事ですが、議事(1)に前回の専門家会議の決定事項の説明とありますが、それも含めてご挨拶をさせていただきたいと思っております。

先程、産業局長からのあいさつでもありましたけれども、8月10日に現地を見ていただきました。この新市場用地ですけれども、そこでの調査から始まり、対策を行うとい

うことが決定しました。特にベンゼンについては土壌から除去するというので、対策としまして、汚染物質の濃度や深さといったものに合わせて掘削して地上に持ち上げて処理をするもの（オンサイト処理）、空気を入れて処理をするもの（エアースパージング処理）、地下水の揚水を伴うもの（揚水処理）、また、深いところにつきましては一部化学処理を行うもの（フェントン処理）、というところでございます。

8月10日につきましては、全体のところを見ていただきまして、現地で市議会議員の方をはじめ、地域の方々、市場関係者等々ですね、確か90名を超える、沢山の方にお越しいただきました。現場でも色々ご質問をいただきましたし、現地を見ていただきました。特に地下水の対策といいますのは、地上面より下で行っておりますので地上から見たら分かりにくいですね。しかし、現地に行ってください、ここでこのような事をやっているのだなという事を見ていただくということが私はとても重要な事だと思っております。

更に大事なことは、将来の管理も含め、地下から取り出したベンゼンそのものをきちんと処理をするということ、環境への配慮も行うということも見ていただいたと思います。これらはとても重要な事だと思います。

そういう意味で、本日は前回見ていただいたような、現場で得られたデータをもとに土壌汚染対策の進捗状況はどうなんだということと、安全性を確保するために将来どういうことをしなければならないのかということの審議をして参りたいと思います。

本日も最後に少し時間を頂きまして、ブリーフィングペーパーをつくり、その結果をもとに、私たちから説明を申し上げて、改めて質疑を行うという形で進めさせていただきたいと思います。

最後までよろしく申し上げます。

(姫路市) 只今より議事に入らせていただきます。

「中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催要領」では、会議の進行は座長が行うことになっているため、座長に議事の進行をお願いします。

(平田座長) 先程申し上げました様に、議事（1）座長による第15回専門家会議決定事項の説明につきましては、先程の挨拶で代えさせていただきたいと思います。あと、議事（2）事務局説明から順次行っていきたいと思うのですが、本日は資料がひとつですので、事務局の説明を一括で行っていただいた後に質疑に入りたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

(姫路市)

只今から配布資料の説明に入らせていただきます。

【資料1】につきましては、現在着手しております土壌汚染対策業務の進捗状況等をまとめた資料です。また、【参考資料】としまして、各業務内容の測定結果や、これまでの専門家会議でご審議いただいた土壌汚染対策に関する安全性等について整理しています。

はじめに、これまでの専門家会議の審議結果を踏まえたベンゼン対策の考え方と総合的な安全対策につきまして、改めて説明させていただきます。

【参考資料6】をご覧ください。こちらは第8回専門家会議で土壌汚染対策方針が示され、それに基づき第14回専門家会議で土壌汚染対策の具体的な方法と業務計画が決定しましたが、これらを再度整理したものです。

まず、人為由来であるベンゼンが存在する土壌の対策方針としまして、盛土、埋土ともに土壌汚染の除去等を行うため土壌汚染の浄化を実施します。具体的には比較的濃度の高く透水性が低い区画につきましては掘削オンサイト処理、比較的濃度の低い区画についてはエアースパージング、また、深い部分の土壌汚染につきましてはフェントン処理を行い、汚染土壌を基準値に適合させます。

次に地下水の対策方針としましては、土壌汚染を除去した後に中・長期的に浄化していくことを目指すため、地下水汚染の管理を行います。具体的には、土壌汚染対策後も水質モニタリングを継続し、必要に応じ揚水対策等の検討を行います。

最後に、その他の対策方針としましては、土壌汚染の除去等において、揚水により土壌汚染の範囲およびその周囲に存在する汚染地下水をできるだけ除去することとなっています。具体的には掘削時にはウェルポイントにより汚染地下水を回収、また自然地盤の帯水層とは流動系の異なる帯水層上部については、エアースパージング業務に合わせ、揚水により汚染地下水を回収することとしております。

またこれまで専門家会議でご意見を頂いた各対策別の留意点につきましても整理しておりますので、改めて確認をお願いします。

次に【参考資料7】をご覧ください。これは第8回専門家会議で示された土壌汚染対策方針により土壌汚染の安全は確保される見込みですが、姫路市として、施設整備の安全対策をより徹底するため、第12回専門家会議におきまして、複数の対策を組み合わせた総合的な安全対策を示し、専門家会議でご審議いただきました。この資料は第12回専門家会議において、①土壌汚染、②施設配置、③建築物、④地下水の総合的な安全対策を審議していただくにあたり、作成した資料にフェントン処理の事前試験であるトリータビリティ試験の結果や土壌汚染対策の進捗報告に基づき、安全対策の内容を一部、加筆修正させていただいたものです。本日、改めて資料として添付させていただきましたので、確認をお願いします。

続きまして、(株)安藤・間より、対策の進捗状況と測定結果につきまして説明させていただきます。

(安藤・間)

まず、P. 1-1には全体業務のフロー、P. 1-2には対策範囲図を示しています。

前回の専門家会議からの変更としまして、オンサイト処理業務においては、掘削・埋戻し完了期間の増加、フェントン業務においては確認ボーリングを行い、浄化完了を確認しました。エアースパーキング業務においては確認ボーリングを行い、4区画の浄化完了を確認しております。

P. 1-3には全体工程を載せております。

10月10日現在、掘削オンサイト処理につきましては、グループ1の掘削・埋戻しの完了、グループ2につきましては掘削・埋戻し作業の実施、グループ3・4につきましては鋼矢板の打設または5m以上の掘削を行う区画の薬液注入を行っております。その他の対策業務においては継続して業務を行っております。

続いて、P. 1-4、P. 1-5に仮設業務についての内容をまとめております。

こちらにつきましては、排水処理施設に関する測定結果となっております。施設稼働から9月29日までの測定結果を表2-1、2-2にまとめております。各項目における測定結果の詳細につきましては【参考資料1】に示しております。これまでの作業期間中、各項目の基準値超過が見られることなく、適切に処理されていることを確認しております。また、排水処理施設によって処理を行ったベンゼンについては、活性炭処理後の排気のベンゼン濃度が0.1ppm以下の不検出を維持しております。また、ベンゼン測定後、人の嗅覚にて排気に油臭がないことを確認しております。使用済みの活性炭につきましては、公定法分析を行い、管理型最終処分場での埋め立てを予定しております。処理につきましては、マニフェスト票による管理を行い、廃棄物処理法に従い適切に処理を行ってまいります。

作業期間中における排水処理施設におけるベンゼン回収量は揚水業務におけるベンゼン濃度及び揚水量により算出しております。それ以外にウェルポイント、エアースパーキングの吸引井戸に含まれる地下水の流入がありますが、毎週実施している排水処理施設の検出濃度が0.001mg/L以下であることから、実質ベンゼンの回収量は揚水によるものがほとんどであると考えられます。これより排水処理施設でのベンゼン回収量は84g程度としております。

続きまして、p. 1-6のオンサイト処理業務についての説明に移ります。

テント内の施設稼働から9月21日までの結果を表3-1にまとめております。測定結果の詳細につきましては、【参考資料2】に示しております。

これまでの作業期間中、テント内の空気を大気に放出する前の活性炭処理後のベンゼン濃度は0.1ppm以下の不検出であることを確認しております、また、ベンゼン測定後に人の嗅覚にて油臭がないこと

を確認しております。

続きまして、P. 1-7 の説明をさせていただきます。

掘削区画は周囲に鋼矢板を打設し、掘削深度が 5 m 以下の区画につきましては、ウェルポイントにより地下水位を低下させた後に掘削を行っております。また掘削深度が 5 m より深い区画につきましては、掘削底面を安定させるための薬液注入を行っております。これまでの掘削作業中に H4-1、H4-2 の 2 区画において油臭が確認されました。それ以外の区画においては油臭は確認されておられません。掘削が完了し、浄化済土壌により埋戻しを行った後、地表面において油臭がないことを確認しております。なお、油臭の確認につきましては、人の嗅覚にて行っております。

続いて P. 1-8 に移ります。

掘削に伴い大気中の粉じん量の測定を敷地境界（東西南北の 4 地点）での作業期間中、1 週間に 1 度の頻度で行っております。掘削開始から 9 月 29 日までの測定結果を表 3-2 に示します。測定結果の詳細につきましては【参考資料 2】に示しております。

粉じん量の測定はデジタル粉じん計にて実施し、環境基準で定められております浮遊粒子状物質を含む総粉じん量にて測定を行っております。これまでの作業期間中、基準値超過は見られず、周辺への影響がないことを確認しております。オンサイト処理業務で実施しております全 17 区画中 6 区画の掘削が現在完了しております。掘削の状況を入れたオンサイト業務の対象区画につきましては P. 1-9 に示しております。

続いて P. 1-10、オンサイト処理による浄化の説明に移ります。

掘削した土壌は仮設テントに運搬し、土壌攪拌機を用いた後、バックホウによる混合攪拌を行っております。また、テント内の土壌は掘削区画名と養生エリア名を記録することにより、トレーサビリティの確保を行っております。

仮設テント内では保護マスク、保護メガネ等の保護具を着用し作業を行っております。またテント内のベンゼン濃度の確認は 1 カ月に 1 回行っております。結果につきましては 0.1ppm 未満となっております。測定結果の詳細につきましては、【参考資料 2】に示しております。攪拌した土壌は 100 m³ 以下あたり 1 検体としてベンゼン土壌溶出量を対象とした簡易分析を行っております。簡易分析においてベンゼン土壌溶出量基準に適合した土壌につきましては、公定法分析を行っております。

10 月 10 日現在、オンサイト処理業務における実施を行っております全 17 区画の内 5 区画から掘削した土壌の浄化が完了しております。なお、浄化が完了した土壌の油臭につきましては、掘削中と同様に H4-1、H4-2 で確認されております。こちらの 2 区画につきましては、掘削時と比較をしますと油

臭は低減しております。それ以外の3区画につきましては、油臭は確認されておりません。油臭が確認された浄化完了後の土壌につきましては、埋戻し土壌として埋戻しを行い、その上に仮置きしていた基準適合土をかぶせることで、油臭を防ぐ対応を予定しております。

続きましてP.1-11、浄化処理土等による埋戻しについての説明させていただきます。

掘削が完了した区画はテント内でベンゼン基準値適合を確認した浄化処理土（以下「浄化土」）または購入土、区画近郊に仮置きしたベンゼン基準値適合埋土、ベンゼン基準値適合盛土の順番に埋戻しを行っております。埋戻しにあたりましては撒き出し厚30cm以下とした機械転圧を行い、埋戻材ごとに埋戻した後に出来高確認を行っております。

浄化処理では、掘削区画と埋戻し区画、深度を記録しトレーサビリティを確保しております。購入土につきましては、900m³に1回の頻度で土壌汚染対策法に規定された第一種及び第三種特定有害物質につきましては土壌溶出量基準、第二種特定有害物質につきましては土壌溶出量及び土壌含有量基準に適合していることを確認した土壌を使用しております。

現時点では、購入土の分析を1回実施しております。購入土の分析結果につきましては、【参考資料5】に示しております。また、掘削した区画とベンゼン基準値適合確認後の浄化土を埋戻した区画につきまして、表3-3に示しております。

続きまして、P.1-13の説明をさせていただきます。

新市場建屋計画範囲及びその近郊にあたるF6-5区画およびF11-5区画において、土壌の埋戻しを行った後、地下水の下流側に観測井戸を設置し、地下水のベンゼン濃度の公定法分析を実施しました。また、土壌運搬経路にあたるF6-2、F11-8、F12-2区画について、土壌ガスのベンゼン濃度についての分析を実施しました。試料の採取位置につきましては図3-3に、分析結果につきましては表3-4に示しております。分析結果につきましてはいずれも基準値未満という結果でした。

続きましてP.1-15、フェントン業務の説明をさせていただきます。

H4-5区画を9つに分けたメッシュの中央に注入井戸を設置し、注入区間をダブルパッカーによって1mに対して3セット毎に、注入速度5L/分程度の設定量の触媒溶液および酸化剤溶液の注入を行いました。平面図・断面図につきましては図4-2に、薬剤の注入量につきましては表4-1に示しております。

薬液注入時は、区画内の既設の観測井戸から地下水のpHを測定し、土壌汚染調査業務時にて鉛、ふっ素の溶出量基準値の適合、砒素の溶出量が注入前と同程度であることと、土壌溶出量のpHより有意に低くない事を確認しております。その結果につきましては表4-2に示しております。pHの測定につ

きましては、ベラーで空気を含まないように採水を行い、ポータブル pH 計にて行っております。薬液注入中、反応中に pH の測定が記載されていない件につきましては、酸化剤の注入に伴う発泡が確認されており、地下水そのものの測定が困難なことから、目視にて反応していることを確認しております。

続きまして P. 1-18、確認ボーリングについて説明させていただきます。

フェントン薬剤注入後、ベンゼン基準値超過を確認された深度を対象とするボーリング調査を薬剤注入完了から 3 週間後となる 8 月 31 日に行いました。なお、確認ボーリングを実施した地点は最も浄化の効果が低いと考えられる位置（地下水の下流側）としております。ボーリングの位置を図 4-3 に、分析結果を表 4-3 に示します。

各深度にてベンゼン濃度の分析結果は基準値以下であり、ベンゼン汚染の浄化が確実に実施され、ベンゼンによる土壌汚染がないことを確認しました。また、各深度にて、pH の分析結果が判断基準である 6.7 以上であり、フェントン薬剤注入により、pH が優位に低下していないことを確認しました。この確認をもってフェントン業務による処理を完了としております。

続きまして P. 1-20、エアースパーキング業務の説明をさせていただきます。

1 区画あたり空気注入井戸を 9 本、ガス吸引井戸を 4 本設置し、ベンゼン基準値超過土壌の浄化を行っております。吸引したガスは大気放出する前に気液分離槽にて、ガスと排水に分離しております。ガスは活性炭吸着槽によりベンゼン処理を行い、排水は中継槽を経由して排水処理施設にて処理後、公共下水に放流しております。

活性炭吸着槽からの排気中のベンゼン濃度の施設稼働から 9 月 29 日までの測定結果を表 5-1 に示しております。測定結果の詳細につきましては【参考資料 3】に示しております。これまでの作業期間中、活性炭吸着槽からの排気においてベンゼンは検出されておらず、排気に含まれるベンゼンが適切に処理されているという事を確認しております。1 週間に 1 度実施をしております吸引ガス濃度及び吸引量から活性炭吸着槽において 6721 g 程度のベンゼンを回収しております。なお、各区画の吸引ガスの濃度および吸引量の計測は 4 本の吸引管が合流する配管にて実施しております。結果につきましては表 5-2 (1) から (3) および図 5-2 (1) から (3) に示しております。

ガスの吸引量は空気注入量を上回るよう日常管理を行っており、各区画において概ね一定量のガスを吸引している事を確認しております。吸引ガスのベンゼン濃度は J12-5 を除く全地点で 5ppm 以下を維持しており、順次確認ボーリングを行う予定です。確認ボーリングの結果、ベンゼン溶出量の基準値超過が確認された場合、空気注入量の増量、ベンゼン濃度が高い深度に合わせて空気注入管の設置

深度の変更等、監督員と協議の上継続してエアースパージングを実施することとしております。

続きまして P. 1-25 の説明をさせていただきます。

ベンゼン基準値超過が確認された深度を対象とする確認ボーリングは、吸引ガスのベンゼン濃度の低減が確認された J7-7、J10-6、L10-5、L11-5 区画及び過去の土壌調査において土壌溶出量が低い J11-1 区画にて監督員と協議の上実施しました。ボーリングの位置は各区画で最も浄化の効果が低いと考えられる位置の内、相対的にベンゼン濃度が高いガス吸引井戸に近い地点を選定しました。

確認ボーリング実施区画におけるガス吸引井戸毎のベンゼン濃度の推移を表 5-3 に、区画内の空気注入・ガス吸引井戸、確認ボーリングの位置を図 5-3 に、分析結果を表 5-4 に示しております。なお、全区画におけるガス吸引井戸毎のベンゼン濃度の推移につきましては【参考資料 3】に示しております。

J7-7、J11-1、L10-5、L11-5 区画における確認ボーリングの結果、土壌のベンゼン溶出量はいずれも 0.01mg/L 以下であり、ベンゼン基準超過土壌の浄化が確実に実施されていることを確認しました。本確認をもって同区画におけるエアースパージング業務による処理を完了としております。J10-6 区画につきましては、分析結果が深度 3 m において、判断基準 (0.01mg/L 以下) 超過が確認されたため、空気注入管の設置深度を汚染深度付近に設置することを監督員と協議し、エアースパージング業務を継続して実施してまいります。これまでエアースパージング業務を実施しております全 23 区画の内、4 区画のエアースパージングが完了となっております。エアースパージングの対象区画につきましては、P. 1-28 の図 5-4 に示しております。

続きまして P. 1-30 の説明に移らせていただきます。

J7-1、J7-4、J7-7 区画の 3 区画において揚水井戸の設置をしております。揚水井戸に水中ポンプを設置し、汲み上げた地下水は中継槽を經由して排水処理施設にて処理後、公共下水に放流しております。各区画の井戸から中継槽の間で採取した地下水のベンゼン濃度および揚水量の確認は 1 週間に 1 回行っており、その結果を表 6-1 (1) から (3) および 図 6-2 (1) から (3) に示しております。揚水した地下水のベンゼン濃度の分析につきましては簡易法にて行っております。

J7-1、7-4 区画の揚水量は、J7-7 区画の揚水量と比較して少なく、井戸内の目詰まりが疑われたことから 9 月の 2 週目にエアーフットによる井戸内の洗浄を行っております。その結果、井戸洗浄直後は J7-1、J7-4 区画のいずれも揚水量の回復が確認できましたが、数日後には再び揚水量が低下しており、井戸洗浄の効果は限定的と考えられます。また J7-1 区画につきましては井戸洗浄時に細砂が多く含まれておりました。土壌汚染調査業務における地下水調査結果によると、本業務を実施している

区画付近では帯水層が上部と下部に分かれていることが考えられ、対象地全域を流れる大局的な帯水層下部の地下水とは別の流動系として一部の帯水層上部に地下水が存在するとの見解が得られております。よって、揚水量が少ない原因として、本業務にて、揚水の対象としている帯水槽上部の地下水の貯留量が少ないのではないかと考えられます。また、J7-7 区画につきましてはエアースパーキング業務によるベンゼン基準値超過土壌の浄化は完了しておりますが、揚水は継続していきます。揚水対象区画につきましては P. 1-33 の図 6-3 に示しております。

続きまして P. 1-35 の説明をさせていただきます。

盛土移動業務は前回の専門家会議との内容の変更はございません。民間事業者譲渡計画範囲の盛土移動は各業務との交錯を避けるため業務完了後に実施予定としております。設計及び当初計画では盛土の移動場所は図 7-1 に示した青枠部の I、J、K の 9 から 11 の 30m 格子付近としておりましたが、多くの区画がベンゼン土壌溶出量基準に不適合の区画とみなされることから、ベンゼン土壌溶出量基準に適合している区画への移動が望ましいという考えにより、移動場所を図 7-1 の赤枠で示しております。C、D の 9 から 13 の 30m 格子付近にすることを検討しております。

続きまして P. 1-36 の説明をさせていただきます。

付帯業務につきましても前回の会議の内容からの変更はございません。各業務における日常管理項目につきましては表 8-1 から表 8-5 に示しております。

続きまして P. 1-38 の説明をさせていただきます。

作業期間前および作業期間中に排気、騒音、振動の環境モニタリングを実施しております。ベンゼン濃度については日常管理として、ベンゼンを回収する活性炭処理設備の排気中のベンゼン濃度の測定を実施しておりますが、日常管理による測定は活性炭の交換時期を判断するための局地的な測定であり、環境モニタリングとは別物と考えられます。一方、仕様書では環境モニタリングは作業期間前・中・後の各 1 回、ベンゼン濃度を確認することとしており、既に作業期間中の 1 回は実施済みであります。しかしながら、今後も引き続きベンゼン汚染対策を行いながら近隣周辺への安全・安心を確保する必要があるため、大気中のベンゼン濃度についての環境モニタリングを月 1 回程度の頻度で実施することとしております。なお、大気中の粉じん量は日常管理にて敷地境界の 4 地点で掘削作業期間中、1 週間に 1 回の頻度で測定しており、周辺への影響がないことを確認しております。また、騒音・振動については、作業期間中では 7 月 31 日の測定にて規制基準値に適合しており、今後は作業内容が大きく変わることがないことから、環境モニタリングとしてはベンゼン濃度の確認のみ追加としております。

環境モニタリングの測定値につきましては図 8-1 に、これまでの測定結果につきましては、表 8-6 に示しております。これまでの作業期間中、基準値超過が見られないことを確認しております。

(姫路市)

只今、(株)安藤・間より、対策の進捗状況と測定結果等につきましてご報告させていただきましたが、姫路市としましてはこれまでと同様、本日の報告内容を含め、会議の資料や対策の進捗状況、測定結果のデータ等について、姫路市のホームページや現場事務所での閲覧だけでなく、地域の情報発信拠点である白浜支所や地元の各公民館でも閲覧いただけるよう、適宜資料の配布を行ってまいります。

また、8月10日の現地見学会以降も市民の皆様が土壌汚染対策の現場をご見学していただけるよう、受け入れ態勢を整えると共に、姫路市のホームページで広く見学募集を行っております。今後も新市場の安全と安心の確保に向けて土壌汚染対策にかかる情報は市民の皆様幅広く公開し、ご理解を深めていただけるよう努めて参ります。

(平田座長) ありがとうございます。全体の進捗状況を説明していただきましたが、いかがでしょうか。

以前から活性炭処理について最終的にどうなんですかという質問が藤森委員から出たのですが、これでよろしいでしょうか。最終的にはチェックをして、これはこれでよろしいですね。

他はいかがのでしょうか。オンサイト処理での土壌の掘削と処理ですね。これについてはまだ17区画中6区画が終わり、11区画が残っているということですね。これは今のところ、掘削をした後の地下水の観測において汚染はないということでしょうか。いかがでしょうか。

(中島委員) P.1-12の表3-3の浄化処理土の埋戻しの方ですが、先程油臭があった区画(H4-1、H4-2)の土壌は、いずれも油臭がしたものはH9-6に埋戻しが完了したものと仮置中のものがあります。仮置中の土壌の行き先は決定していますか。

(安藤・間) K8-7に戻す予定となっております。

(中島委員) H9-6の方は覆土をされているということでしょうか。

(安藤・間) ベンゼン基準適合の埋土と盛土を覆土1mしております。

(中島委員) それが行われた後に油臭は確認されていますか。

(安藤・間) 人よっての嗅覚ですが、油臭は確認されておりません。

(中島委員) とすると、この「埋め戻す予定」とあれば、埋め戻して覆土をした後に油臭がないことを確認したという理解でよろしいですか。

(安藤・間) はい。

(保高委員) P. 1-25 の本文 3 行目の最後のところで、「吸引ガスのベンゼン濃度は、J12-5 を除く全地点で 5ppm 以下を維持しており、順次確認ボーリングを行う予定である」ということは、概ねの情報で終わっていると認識されているということだと思のですが、例えば、【参考資料】 3-4 をご覧いただくと、区画毎に 4 本ずつガス吸引井戸があり、それぞれ濃度を示されていると思います。これを見ていただくと、例えば G5-5 では、濃度が一回上がって、下がってまた上がるという状況が確認されています。8 月 28 日は、2ppm、7ppm、10ppm、100ppm オーバーというような感じになっています。一方で P. 1-22 の G5-5 を見ると、この測定の結果が、例えば 8 月 3 週目、4 週目には、ある井戸で 100ppm を超えているものが出ていたところでも 2ppm となっています。これはその日ガス吸引の濃度が日ごとなのか分かりませんが、結構ランダムに動いているような感じがして、井戸毎にそのような揺らぎがあるような状況ではないか。つまり、P. 1-22 では吸引ガスの濃度が下がってきていて、濃度が落ち着いているのではないかとおっしゃっているのですけれども、実際のデータを見ていくと、個別の井戸では結構高い濃度が出ていたり、この高い濃度というのが、全部で 4 本の井戸が 1 本になった後の測定値では反映されていないという状況下と理解をしているのですが、その認識は間違いはないですか。

(安藤・間) はい。

(保高委員) ということであれば、高濃度のガスがある、例えば 10ppm を超えたり、100ppm を超えるみたいなものはできるだけ残さない方がいいというのは当たり前の事だと思いますので、確認ボーリングをされる場合、【参考資料】 3-4、3-5 にしろ、8 月 28 日で止まっていますけれども、もう少し。今、測定はしていないですよ。

(安藤・間) はい。現在、それ以降は測定していません。

(保高委員) ですよ。だから、本当に濃度が下がっているのか、確認ボーリングが OK だったらいいといえいいのですけれども、ただ、このそれぞれの井戸毎の結果と今回の吸引の結果の整合性があまりとれていないので、もう少し細かくとって行って、終了する

ときには、それぞれの井戸毎に2週間に1回ぐらい、かける2週とか3週とかとった方が、濃いものの取り残しというのはなくなるのではないかなと思いました。もしくは今回確認ボーリングされる前に1回、止めた状態でガスを測っていただいて、どの井戸も濃度が下がっていることを確認していただくというのもいいかもしれません。

(安藤・間) 承知いたしました。

(保高委員) ご検討いただけるのであれば次の会議まで待つというのもできないので、結果を私か委員の皆様にご報告いただければと思います。終了の確認ボーリングの時の手順というのが今の手順でいいのかどうかというところですね。

(安藤・間) はい。

(平田座長) 現地で浄化をしているのは掘削して持ち上げているので確実だけれども、現地で土を触らずに対策をするというのはチェックが大変ですという意味ですよ。

(保高委員) 恐らく、ガスをずっと吸っている状態だと、他の空気も吸って薄くなっているのが今の結果で、もしそれが実際の現場の状況を表しているのであれば問題はないと思うのですが、それを最後に一度確認していた方がいいのかなと思います。

(平田座長) そうですね。いかがですか。

(中島委員) ガス吸引という意味でいうと浄化効率が物凄く下がっている状態ですよ。あまり先延ばしにするのはどうなのかなと思います。しかも止めた時にガス濃度が上がっているとあるので、恐らく動かし続けていて濃度が上がってこない、ただきれいな空気を吸っているだけという事を考えると、その段階のチェックというのも問題はないかと。問題はその後吸引して個別にみたときに濃度が上がってきているのかどうかという時に、そのような懸念が確かにあるのかもしれないが、果たして、それで濃度が上がったからと言って、ガス吸引で効果があるかっていうのはちょっと判断できません。

(保高委員) 例えば、ガス4本ある内1つだけ濃いのがあれば、そこだけ動かして残りの3つを止めてしまうといったやり方もあるかと思うのですが。

(中島委員) 恐らく今のところは濃度が下がっていないJ12-5あたりと絡んでくるのですが、果たしてこれはどうかということですね。

(保高委員) G5-5等を見ると、【参考資料】3-4のG5-5の4本の平均値が大体30ppm位です。一方でP.1-22のG5-5の合流部における吸引ガス中のベンゼン濃度は2ppmですよ。こ

このギャップが結構あるなというところがちょっと気になるところです。それぞれの井戸の中で結構濃度が下がってからまた上がってきたりというのが結構ありますよね。こういったものがあるときにどこでストップさせるのか。

(中島委員) 恐らく、1回だけでいいのかというところですよ。たぶん何回か続いて終わりにするのかなどか。

(保高委員) はい。

(中島委員) 今は5ppm未満となったというときには終了できるかとなっていると。

(保高委員) 今は4本まとめたところの評価結果で終了判定をしているのだけれども、というところがちょっと気になったところです。

(中島委員) 1本ずつは、吸引を止めた時の濃度ですね。

(安藤・間) そうです。個別でとっているデータにつきましては、止めた後のデータです。

(中島委員) 止めた後に濃度が上がるものをまた引くと濃度が下がるというのは新たに出てきていないかもしれない、そこを確認ボーリングでOKとするか。かなり大きいところだと思うのですが。

(保高委員) 感覚的に100ppmというものが、結構濃いという認識なのか、それとも基準以下であるという認識なのか。ちょっと感覚的に分からないのですが。

(中島委員) 100ppmは濃いです。

(保高委員) 濃いですか。

(平田座長) 濃いですね。J12-5はすごいです。ぐっと上がってきているからということですね。下がってくるのはいいのだけれど、ずっと上がって、始めから高いですよ。【参考資料】3-6ですね。近くからもってきてるかどうかですね、J12-5は。その南側にあるJ12-8は掘削処理してるところですね。

(中島委員) そこは今、未着手です。

この未着手というところから引っ張っている可能性はありますか。何か見解がありますでしょうか。J12-8がまだ掘削未着手なので、逆にこれを掘削した時の、様子を見るというのは1つありますね。

(平田座長) J12-5はまだ吸引は続いていますよね。

(安藤・間) 吸引は現在も続いています。

(平田座長) まだ濃度が高いですね。まだ100ppmから50ppmくらい出ていますね。

- (安藤・間) 今週のデータとしては、9月の2、3、4週目にかけて、40ppm、40ppm、100ppmと出ております。9月の5週目は、未記載ですが60ppmとなっております。
- (平田座長) 今60ppmぐらいになっているわけですね。
- (安藤・間) はい。
- (平田座長) だから、50、60ppm位と若干落ち着いている、落ち着いているというのもおかしいですけれども。そういった濃度で今きてるということですね。
- (安藤・間) はい。
- (平田座長) その下の、真南にあるJ12-8の掘削はいつ頃になりますか。
- (安藤・間) 11月中旬を予定しております。
- (平田座長) 1ヶ月後位ということですね。今、中島委員が言われたように、下から高いのを引き込んでいる可能性もあると思うのですよね。この場合どうすればいいのですか。掘削しながら吸引も続ける方がよろしいですか。
- (中島委員) 今、J12-5はとりあえず4本、それぞれボーリングで土壌を調べているということですね。今のJ12-5の対応はいかがでしょうか。
- (安藤・間) エアースパージングの注入と吸引を行っております。
- (中島委員) とすると、行いながら下がらないようであれば、J12-8の掘削をした後で濃度を見てどうするかを判断、ですね。
- (平田座長) あと、確認ボーリングをいつやるかですね。
- (中島委員) その後でもまだ高濃度が続くようであれば、区画の中のどこかに残っている可能性はあります。
- (平田座長) 今の話は何を言っているのかと申しますと、個々ではなく全体的にぱっと見てしまうのではなく、個々のところを見て、大丈夫かどうかをひとつずつ見ていくということだと思います。
- J12-5は代表的な例の1つであって、どうも濃度が下がっていない、当時100ppm超えていたものが50ppmになり、今は60ppm位であると。ちょうど、真南の単位区画(掘削処理をするような高濃度の土壌)のところから空気を吸い込んでいるかもしれない。であれば、11月中旬のJ12-8の掘削処理をした後も計測してみて、J12-5は下がるかどうかを確認するということだと思います。先程保高委員が言われたように他のところもあるわけですから、そのようにして1つずつ前の関係で改めてチェックをしてみ

ることが大事かなと思うわけですね。1回確認ボーリングを行った後で再確認することは大変なことになりますので、確認ボーリングに入る前に完全に下がってれば全然問題は無いとは思いますが。各々の汚染の状況にあわせてみていくと。きめ細やかに見ていくというのが土壌汚染対策だと思います。そのために10m×10mの単位区画があるわけです。そこをもう少し見ていきましょうということだと思います。

(中島委員) 先程、保高委員が言われた、濃度が1回下がって戻ったりと考えると、今1回5ppmを確認したら、というのをもう1回か2回増やすかどうかですね。

(平田座長) そうですね。

(中島委員) それを増やしたことによって、工程等に影響はありますか。問題がないようでしたら、少し安全側に見た方がいいかもしれません。

(平田座長) 対策後のリバウンドは結構あります。どこでもあるので、より安全の、時間的な余裕があるのであれば、リバウンドしたものは本当に下がるのかどうかをチェックすると言うのは大事なことだと思います。

経費的にはあまり関係ないと思います。1回止めてしまったものを再度するというのは大変なことになるので、手戻りになるようなことはやめたい。やっているものは継続してやった方がそれほど負担にならないと思うのですね。保高委員もそういうことでよろしいですか。1回下がったからやめるという事ではなく、上がったから下がっている可能性もあるという意味ですね。

(保高委員) はい。

(平田座長) 委員が気にしているのは、やはりこのJ12-5のような高いものは周辺に高い土壌汚染が存在している可能性があるので、もう少し周りの対策を見ながら、土壌ガスの吸引をしていくということだと思います。掘削した後でJ12-5が下がるのであれば全然問題はなく、すぐに確認ボーリングに入っていくのですね。そういうところでもよろしいですかね。

(各委員) はい。

(平田座長) 他はいかがでしょうか。フェントン処理の所はどうでしょうか。

(中島委員) フェントン処理の方は説明いただいた結果を見る限り、きちんと浄化は完了してると思いますし、pHから見ても重金属の溶出も恐らく問題は無いと判断します。あと1

つ、設計量です。入れられた量は設計量が分からずに注入量とだけ書いてあるので、あの設計量とおりに、量としてはぴったりですか。

(安藤・間) はい。土壌調査時に、調査を行いましたトレーサビリティ試験の結果より求めております、設計量と同量の数量を注入しております。

(平田座長) 前もって入れる量というのはどのように見積もるのですか。入れる量を見積もらなければいけないですね。何か目安になるようなものはあるのですか。

(安藤・間) P.1-16 にフェントンの薬剤の注入量を記載しております。注入量の算定の仕方につきましては、全体の注入量を9つの注入管から入れますので、まず9で割りまして、またステップが9ステップありますので、また9で割ってという形で、各ステップごとの注入量を算出して、毎分5Lずつ各ステップ毎に規定の注入量を注入するという考えで実施しております。

(平田座長) 分かりました。他にいかがですか。

(保高委員) P.1-32 の表 6-1 (3) の回収量、例えば、J7-7 の 37.2g というのは、8月3週目の 0.013 × 71.9 をかけたものをそれぞれ足しているという理解でよろしいでしょうか。

何が言いたいのかと言うと、回収量というのはあるところのポイントの濃度で、一方、測定する濃度のポイントがこの前なのか後なのか真ん中なのか、それによって積算の回収量は微妙に変わってくると思います。つまり、最初の段階で測定してその後の回収量をかけているのであれば過大評価になるし、最後のところでかけているのであれば過小評価になるし、真ん中のところであれば、その平均くらいの濃度になると思うのですが。今はどのような計算でされていますか。

(安藤・間) そちらにつきましては、濃度の測定を行ったときに後でとるという形でとっています。1週間で揚水した量とその時にとったベンゼンの濃度と。

(保高委員) 1週間揚水をする、その1週間終えた瞬間に濃度を測って、その濃度とこれをかけていると。1番濃度が下がってくると仮定すれば、どちらかといえば少なく見積もった計算ですね。

(安藤・間) はい。

(保高委員) わかりました。

(平田座長) その同じ位置の P.1-31、図 6-2 (2) の J7-7 は何かあったのですか。ここは第1週目から2週目、3週目にかけてずっと地下水揚水量が上がってますよね。

(安藤・間) J7-1, J7-4 につきましては井戸洗浄の効果もあるのですが、この時期はちょうど台風が沢山来たタイミングというのと、雨が多かったというのが1つの要因としては考えられると思います。

(平田座長) 図6-2(3)はおそらく揚水量が多いから作業も増えているのですね。そういう感じがします。

あと、重要なのは、盛土移動の管理ですね。ここで何か注意するところはあるのでしょうか。トレーサビリティをとるのはもちろんですが。

(中島委員) これは土壤汚染対策法上の土壤の扱いで、変に汚染土壤としてみなされないようにとのことですので、妥当だと思います。

(平田座長) 妥当ですね。

(中島委員) はい、問題ないものが法律上の取り扱いで一旦汚れた土地に置かれたものとして規制を受けてしまうというのを避けるための策ですし、移動先も特段問題がないと思います。

(平田座長) 環境サイドは問題ないですね。

(姫路市環境政策室) 問題ないです。

(平田座長) 大丈夫ですか。僕が判断してはダメなので。環境サイドの方で判断してく必要があるので。

(姫路市環境政策室) はい。

(平田座長) 他、いかがでしょうか。

(中島委員) できれば現地でとった最後の排水処理と細部のところは後ろの方に資料をまとめて頂けると見やすいのですが。1番末端の処理のところから、そこに粉じんがあって、最後、環境モニタリングの同じデータがありますので、少し見やすい形に順番を変えていただければと。

(安藤・間) 承知しました。

(平田座長) 田原委員はいかがでしょう。

(田原委員) 特に中身についての意見はありません。一応盛土の移動については変更がありますが、それ以外は基本的に当初の計画からは変更はないと考えてよろしいでしょうか。

(安藤・間) はい。業務については、当初の計画から変更はございません。

(平田座長) 藤森委員いかがですか。

(藤森委員) 感想なのですが、エアースパーキング処理とオンサイト処理の図面を一緒の地図で見ると、隣接していて影響が出ているという事が今までの話でよく分かりました。今後も注意していただきたいと思います。

それと、活性炭の処理ですが、当然廃棄物処理法に則って処理するという事ですけども、基本的には元請業者に一義的な責任がありますので、その辺は業者に任せたいという事ではなく、十分注意していただきたいと思います。法律自体は姫路市は政令市ですので、何か疑問があれば、環境サイドの方に問い合わせ、適正に処理していただきたいと思います。

(安藤・間) 承知しました。

(平田座長) とても大事なところですよ。要は事業者側も規制側も姫路市であるということですから、どちらかが緩くとかアバウトとかそういうことがあってはいけません。きちんと最後まで連携をしていただく、姫路市以外の方が来た時にお手盛りだと言われたいよという意味です。

(姫路市) はい。わかりました。

(平田座長) きちんとやっていただきたいという風に思います。

(平田座長) 現地でやる処理というのは、土を動かさないという意味ではとてもいいのですが、土は中々触れないので本当に空気がきちんと流れているとか、水がちゃんと流れているとか、あるいは先程藤森委員が言われていたように、隣の区画も影響を受けてるかもしれないということもあります。したがって点で見るのではなく面で見えていき、隣との関係等も改めて注意しながら見ていくということがこの資料からでも言えますね。手戻りがないようにやったけれどももう1度確認ボーリングをしましょうとなると、少々面倒なことになりますので、そういう意味で、後戻りしないように十分にデータを読み込むという事が大事かと思います。

(保高委員) 今回、確認ボーリングで基準を超えたところは、今後、もう1回浄化して確認するということですが、それ以外のポイントでも工期が迫るにつれて、基準を超えるところが出てくる可能性がかなりあると思います。そのような場合の対応はどういった形で処理をしていくのか。工期が、一応浄化が12月末までに終了、3月で全体のプロジェクトが終わる予定で理解をしているのですが、12月末までに今の対策方法では

うまくいかないというケースはゼロではないと思います。そういった場合も12月末までに終わらせる方法でいくのか、それともまた次回の専門家会議等で検討していくのか、その辺はどういった方向性になりますか。

(姫路市) 基本的には12月末というのは1つの目安としては考えておりますけれども、今後の濃度の確認状況においては、今のままの方法で継続し、動くかどうかということに関しては検討をする必要があると思います。

今は少し工期を前の方にスライドさせているのですが、基本的にエアースパーキング処理については、エアースパーキングを継続するというのが1番の基本だと考えています。ただし、それでも濃度の低下が鈍い場合には、注入する空気の量を変更する、もしくは空気を注入する深さを変更するというので、まずは今ある空気注入井戸を活用した上で行うということを優先して考えております。それでも濃度の低減がなかなか得られない、もしくは鈍い場合については、他の対策方法、具体的には掘削オンサイト処理、または深い箇所に関してはフェントン処理を検討する必要があるかと考えております。なお、フェントンの場合には重金属の溶出についても注意が必要かと思っております。

ただ、タイミングについては、個々の区画によって特性が違うと思っておりますし、先程、点ではなく面でと言われたこともありますので、そちらを見ながら各委員にはご相談させていただくことになるかと思っております。

ただ、現時点でどの区画について、今すぐ切り替えようというところまでは至っていません。

(保高委員) 今後検討されるということですが、今年度末までに基本的には終わらせるという考えで進めるのか、それともうまくいかなかった場合は来年度も含めて検討する予定なのかというところについて、今の現時点での方針があれば。

(姫路市) もちろん工期的なところも非常に気にしているところですが、やはり、確実に土壌を浄化することを最優先に考えておりますので、その中で最良の候補を再度検討しながら進めて参りたい、確実な土壌汚染対策を目指して進めて参りたいと考えております。

(保高委員) 我々としては、この後メールで審議をする場合に、できるだけ素早く浄化するという方向でレコメンデーションを出した方がいいのか、それとも時間をかけてレコメン

レーションをした方がいいのか、ということが多分あると思うのですね。そういったことに関して、姫路市として方針が決まれば、それも併せてお伝えいただければと思います。我々のメールで審議する内容も、色々視点が違うので、どのような視点でというのを書き添えていただければと思います。

(姫路市) 基本的には、今考えている工期であるというのがベストであるということには変わりはありません。その上で保高委員がおっしゃるとおり、姫路市から色々なご見解を伺う際には、当然、土壌汚染の浄化と工期と両方踏まえた上でこのような方針を進めたいといった中でお伺いさせていただくことになると思います。その際はよろしくお願ひします。

(平田座長) 最後にお願ひしようと思っていたのですが、安全といいますか安心といいますか、その対策を優先する、これは間違いなくそうだと思います。ただそうはいいまして、期限もあると思います。そういう意味で、各委員に改めてメール審議等をお願ひするかもしれません。ただその時にいつ、このような課題で、このようなメール審議をしました、という内容もきちんと公表していくということですね。周りが全く知らない間に終わっていた、ここで議論していないものが進んでいたということはないように。それは情報管理していただけますでしょうか。

(姫路市) 承知いたしました。

(平田座長) それは、各委員の了解を得てこのようなメール審議をしました、結果、このようになりましたということは何らかの形で姫路市から公表していただく。1番最後の肝心なところが密室の中で終わってしまったとにならないようお願いしたいと思います。

(姫路市) はい。しっかりと対応させていただきます。

(平田座長) しっかりと対応していただきたいと思います。多分メールは必要ですね。頻繁に専門家会議というのは、各委員の日程を合わせるのは大変ですから。

かといって、今日で、大方の意見は出ていますよね。周辺の対策も睨みながら濃度をチェックしていく。例えば、ガス濃度も5ppmに迫っているのであれば確認ボーリングが入るといような、基本的なスタンスは決まっております。でもそれで大丈夫ですかと言われた時に、濃度が上がったり、下がったりしているときに少し経過を見て、長めに観測しましょうという話だと思います。その辺は十分注意していただき、せっかくここまできちっとやっているわけですから、最後まできちっとやるという風にし

たいと思います。よろしいでしょうか。

(田原委員)　そうですね。平田座長からの指摘はとても重要で、要するに計画通りに行かなかったことはないかということですが、実際、工期的に言うとまだ継続中であっても当初の想定とは違うことは起こるわけです。ただその部分の記述がとても大切だと思います。どんな些細なことであろうとも、当初の想定と違ったことについては、きちんとどういった対応をしたのかということがきちんと分かるように、というのが1番重要なことだと思います。したがって、本当は盛土のこともさらっと書いてあるのですが、私個人としては、それは何故そうするのか、当初何故こうしなかったのかということも含めて非常に気になるところです。ただそこはきちんと記述するというのが本来の施工の報告だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

(姫路市)　田原委員のご指摘も踏まえ、情報公開も含め、しっかり対応してまいりたいと思います。

(平田座長)　他にご意見ございますか。なければこの後、ブリーフィングペーパーをまとめて、説明申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは改めて説明申し上げたいと思いますので、少しお時間をいただきたいと思っています。

(閉会)

<ブリーフィング後質疑>

(質問) 専門家会議の説明を受けて、丁寧にしているかなというのは理解できました。ただ、やはり工期ありきではなく、丁寧に確実にやっていただきたいと思います。

作業員の健康管理についてお聞きしたいのですが、保護具着用と記載されていますが、作業員の健康管理、調査というのは具体的にどのようなことをされていますか。

(安藤・間) 健康管理につきましては、まず ISO 法に則った健康管理、それにプラス α 、当社で決めております健康管理のルール等があります。例えば、夏ですと、熱中症が非常に心配される場所もありましたので、毎朝の体温チェックや血圧のチェック、それから休憩毎の作業員に対する聞き取り調査等を行いまして健康管理をしております。また、熱中症の例をとれば、熱中症指数等がありますので、その指数に合わせて水分補給の回数や休憩の回数、時間等も定めております。

また、ベンゼンにおきましても適正な保護具の使用、また、薬品等を使うこともありますのでその辺りの保護具、例えば、手袋・メガネ・マスク等の指導を行い、日々使用状況を確認しております。

(平田座長) 質問にありましたように工期ありきではないということです。

姫路市にもぜひお願いしておきたいのが、情報開示は十分に行う、丁寧に説明するということですね。それと、現場見学は申し込もうと思えばまだ大丈夫ですね。

(姫路市) 大丈夫です。

(平田座長) 今まで市民からの申込はありましたか。

(姫路市) ホームページを通じての申込は今の所ありませんが、白浜校区の方からの現地見学会開催の申し出があり、調整中です。

(平田座長) 私が一番気になりますのは、やはり、あそこに移転される方々（市場関係者）ですよ。その方々からの評判というか評価はいかがでしたか。

(姫路市) 見学会の翌日のテレビでのニュースでも見ましたが、地元の自治会の代表の方、市場の場内事業者の方がインタビューに答えておられましたけれども、やはり現場で直接見て説明を聞いたことで、非常に安心をしたということ。これは地元にとっても活性化の拠点であるということで期待をしているというようなコメントをされていました。それ以降、参加者の方から直接お聞きしたことはないですが、11月に地域の歩こう会という大きなイベントがあり、そこに参加される多くの方が、やはり現場を見たいという申し出がありました。それにも十分対応して、特に地域の皆様には安心していただきたいとい

うことで、しっかりと対応をしていきたいと思っております。

(閉会)